

令和 2 年度 新規採択時評価の実施状況

(農地計画課)

事業名	箇所・地区名等	所在市町	事業費 (百万円)	費用対効果	備考
農地中間管理機構 関連農地整備事業	下泉原	川根本町	212	1.45	○
農地中間管理機構 関連農地整備事業	東豊田池田	静岡市	477	2.35	
農地中間管理機構 関連農地整備事業	朝生原	牧之原市	627	1.66	
水利施設等保全高 度化事業(基幹水利 施設整備型)	三方原伊佐見 用水幹線掛	浜松市	1,668	1.13	○
水利施設等保全高 度化事業(基幹水利 施設整備型)	三方原雄踏用 水	浜松市	859	1.24	
水利施設等保全高 度化事業(基幹水利 施設保全型)	野中用水	掛川市	610	1.80	
水利施設等保全高 度化事業(簡易整備 型)	深見用水	袋井市	40	—	
水利施設等保全高 度化事業(畑地帯担 い手育成型)	竜洋東	磐田市	400	1.35	○
水利施設等保全高 度化事業(畑地帯担 い手育成型)	江尾	富士市	838	1.09	
農村地域防災減災 事業(河川工作物等 応急対策事業)	鹿島堰	掛川市	200	1.05	○
農村地域防災減災 事業(河川工作物等 応急対策事業)	小石川7号	焼津市	30	1.98	団体営事業(事業 主体:大井川土地 改良区)
農村地域防災減災 事業(河川工作物等 応急対策事業)	万田揚水	菊川市	34	5.85	団体営事業(事業 主体:菊川市)
農地整備事業(通作 条件整備)	小島茂畑4期	静岡市	1,140	1.53	○
農業水路等長寿命 化・防災減災事業	南条用水保全 2期	伊豆の国 市	160	—	要綱・要領に規定 がないため、費用 対効果算定なし
農業水路等長寿命 化・防災減災事業	沼津西部排水 機場保全	沼津市	308	—	要綱・要領に規定 がないため、費用 対効果算定なし

農業水路等長寿命化・防災減災事業	松毛川排水機場保全2期	沼津市 三島市	360	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	ストマネ伝法	富士市	50	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	寺谷	磐田市	160	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	磐田用水東部	磐田市・ 袋井市	80	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	都田川ダム	浜松市	43	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	大坂用水	掛川市	60	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	新田	函南町	18	—	団体営事業（事業主体：函南町） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	中根新田	焼津市	11	—	団体営事業（事業主体：焼津市） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	藤枝5期	藤枝市	58	—	団体営事業（事業主体：藤枝市） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農業水路等長寿命化・防災減災事業	浜名北部	浜松市	211	—	団体営事業（事業主体：浜北土地改良区） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	伊佐地	浜松市	150	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	井出	沼津市	20	—	団体営事業（事業主体：沼津市） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	板妻	御殿場市	24	—	団体営事業（事業主体：農業生産法人） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	浮橋長者原	伊豆の国市	9	—	団体営事業（事業主体：農業生産法人） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	矢部2期	静岡市	17	—	団体営事業（事業主体：矢部土地改良区） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	坂井平田	牧之原市	40	—	団体営事業（事業主体：牧之原市） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし

耕作条件改善事業	中4期	牧之原市	11	—	団体営事業（事業主体：JA ハイナン） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	勝間2期	牧之原市	8	—	団体営事業（事業主体：JA ハイナン） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
耕作条件改善事業	よしだ田圃6期	吉田町	3	—	団体営事業（事業主体：JA ハイナン） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし

（ 農地保全課 ）

事業名	箇所・地区名等	所在市町	事業費 (百万円)	費用対効果	備考
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	高松	御前崎市	137	1.45	○
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	竜洋	磐田市	33	1.12	
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	仿僧川	磐田市	57	2.58	
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	袋井	袋井市	48	9.66	
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	浅羽	袋井市	59	1.15	
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	大須賀	掛川市	19	1.45	
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	大平・灰の木原 揚水機場耐震	浜松市	80	1.18	
農村地域防災減災事業（土地改良施設耐震対策）	遠州灘沿岸	浜松市	66	1.63	団体営事業（事業主体：浜松市）
農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）	浜松南部	浜松市	385	1.55	

農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）	富士宮（安全施設）	富士宮市	5	—	団体営事業（事業主体：富士宮市） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）	大井川（安全施設）	藤枝市 焼津市	25	—	団体営事業（事業主体：大井川 土地改良区） 要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業）	中遠（安全施設）	袋井市 森町	4	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし
農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）	吉田海岸	南伊豆町	100	—	要綱・要領に規定がないため、費用対効果算定なし

令和 2 年度 新規事業箇所調査書

(農地計画課)

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業		
河川・路線・施設名等	下泉原	所在市町	榛原郡川根本町
事業費	212 百万円	事業期間	R 2 ~ R 6

事業概要、目的

本県の茶業を取り巻く環境は、茶価の低迷、作業従事者の高齢化と後継者の不足等の諸課題により厳しい状況にある。その中で、優良な担い手が主体となり、効率的かつ安定的な茶工場の経営を促進する必要がある。このような担い手農家を育成し、農地集積を推進することが急務である。担い手への集積を進めるために、小区画で不整形なほ場の大区画化や分散している所有地や耕作地の集団化を図り、十分な幅員を有する園内道路を整備することで作業を効率化し、農業競争力の強化を図る。

費用対効果(B/C)	1.45	総費用	202	総便益	294	基準年	R 1
------------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

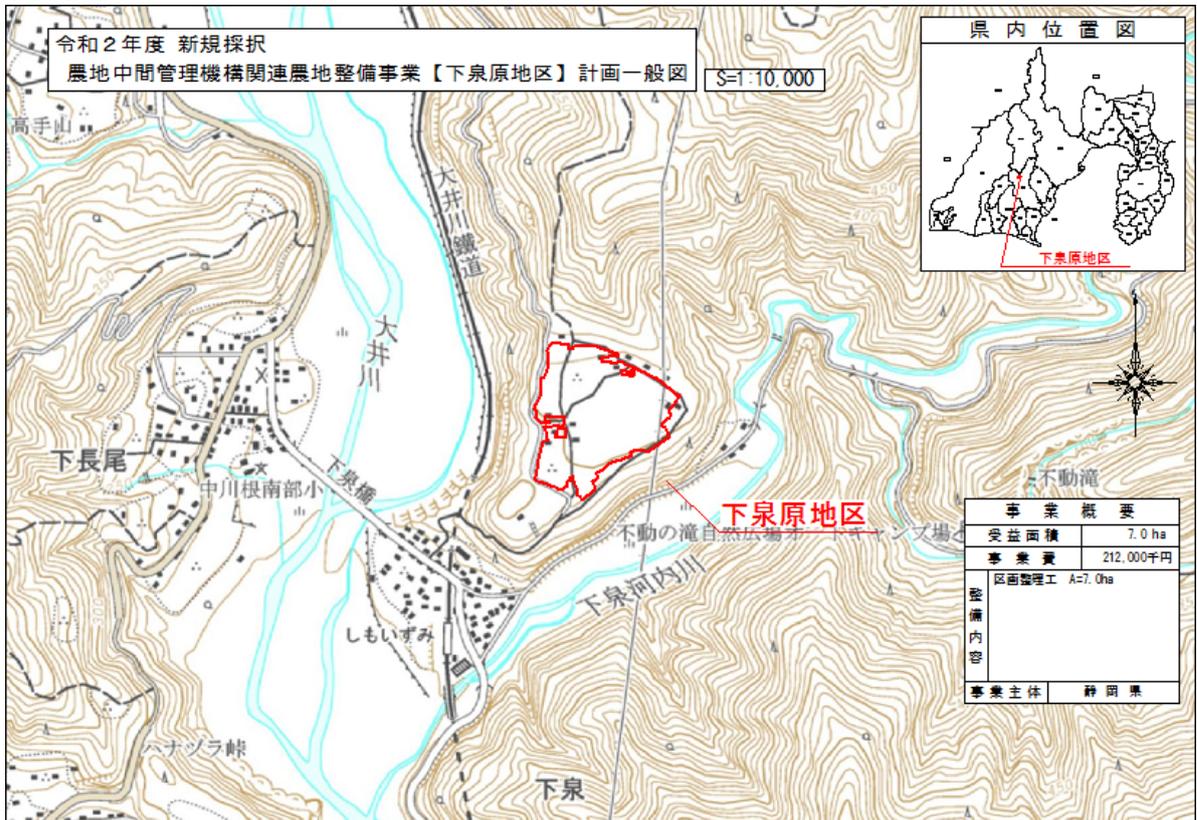
費用対効果分析の手法

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」(農林水産省H19.3.28 制定)

評価指標、項目

- | | |
|------------------|---|
| 事業の必要性が明確であること | ○茶業を取り巻く環境が悪化しており、効率的な営農を可能とする生産性の高い茶園の創出が急務。 |
| 技術的可能性が確実であること | ○既存技術により対応可能。 |
| 事業の効率性が十分見込まれること | ○上記の費用対効果のとおり可能。 |
| 環境との調和に配慮していること | ○樹木剪定枝等のチップ化による資源再利用を実施。 |

事業概要図



令和 2 年度 新規事業箇所調査

(農地計画課)

事業名	水利施設等保全高度化事業(畑地帯担い手委育成型)		
河川・路線・施設名等	竜洋東	所在市町	磐田市
事業費	400 百万円	事業期間	R 2 ~ R 6

事業概要、目的

本地域は、磐田市南西部に位置しており、地域に広がる砂地を生かした畑作地帯である。しかし、地区内標高が低く、排水施設未整備であることから、降雨時には各所で湛水被害が生じ、農作物の品質低下等に悩まされている状況にある。

このため、地区内排水路、農道の整備と区画整理を一体的に実施することにより、生産性の向上など、営農環境を改善し、農業競争力の強化を図る。

費用対効果(B/C)	1.35	総費用	424	総便益	575	基準年	R 1
------------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

費用対効果分析の手法

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」(農林水産省H19.3.28 制定)

評価指標、項目

- | | |
|-------------------|--|
| 事業の必要性が明確であること | ○一部施設が未整備であり、排水不良で営農に支障を来しているため、対応が急務。 |
| 技術的可能性が確実であること | ○既存技術により対応可能。 |
| 事業の効率性が十分見込まれること | ○上記の費用対効果のとおり可能。 |
| 受益者負担の可能性が十分であること | ○受益者負担分は市で対応。 |
| 環境との調和に配慮していること | ○希少種が確認された場合、周辺水路等へ移動するなどの影響緩和を実施。 |

事業概要図



令和 2 年度 新規事業箇所調査

(農地計画課)

事業名	農村地域防災減災事業 (河川工作物等応急対策事業)		
河川・路線・施設名等	鹿島堰	所在市町	掛川市
事業費	200 百万円	事業期間	R 2 ~ R 6

事業概要、目的

本施設は昭和 36 年に旧建設省が建設し、大浜町 (現掛川市) に譲渡された頭首工で、建設当時は周辺の受益地に用水を配水していたが、現在では取水されておらず、河川工作物として本来の機能が失われた状態にある。このまま存置した場合、老朽化、損傷等に伴い一級河川牛淵川の治水機能を損なう可能性があるため、施設の撤去を行い、地域の安全・安心を確保する。

費用対効果 (B/C)	1.05	総費用	176	総便益	167	基準年	R 1
			百万円		百万円		

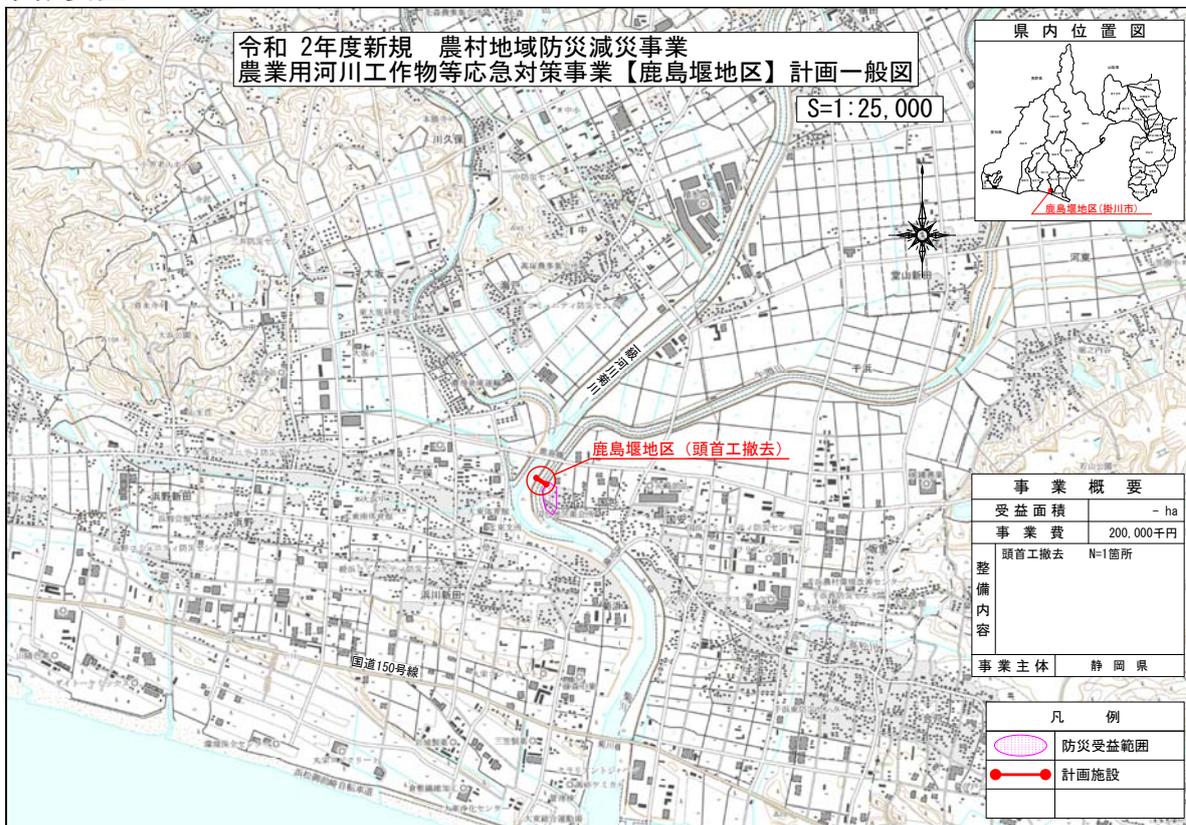
費用対効果分析の手法

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」(農林水産省 H19. 3. 28 制定)

評価指標、項目

- | | |
|-------------------|--|
| 事業の必要性が明確であること | ○機能喪失した施設が河川区域内に存置されており、治水上の安全性の確保が急務。 |
| 技術的可能性が確実であること | ○既存技術により対応可能。 |
| 事業の効率性が十分見込まれること | ○上記の費用対効果のとおり可能。 |
| 受益者負担の可能性が十分であること | ○受益者負担分は市で対応。 |
| 環境との調和に配慮していること | ○汚濁対策等、水質悪化の緩和措置を実施。 |

事業概要図



令和 2 年度 新規事業箇所調査

(農地計画課)

事業名	農地整備事業 (通作条件整備)		
河川・路線・施設名等	小島茂畑 4 期	所在市町	静岡市
事業費	1,140 百万円	事業期間	R 2 ~ R 7

事業概要、目的

本路線は、清水区小島から茂畑をつなぐルートである。現況、小島、小河内地区の農産物は、国道 52 号・国道 1 号線を経由し、集出荷施設のある庵原に輸送している。しかし、国道は慢性的な渋滞が発生し不便を極めている。このため、本路線を整備することにより、農産物輸送の時間を短縮し、営農経費の節減を図る。

費用対効果 (B/C)	1.53	総費用	百万円 9,174	総便益	百万円 5,971	基準年	R 1
-------------	------	-----	--------------	-----	--------------	-----	-----

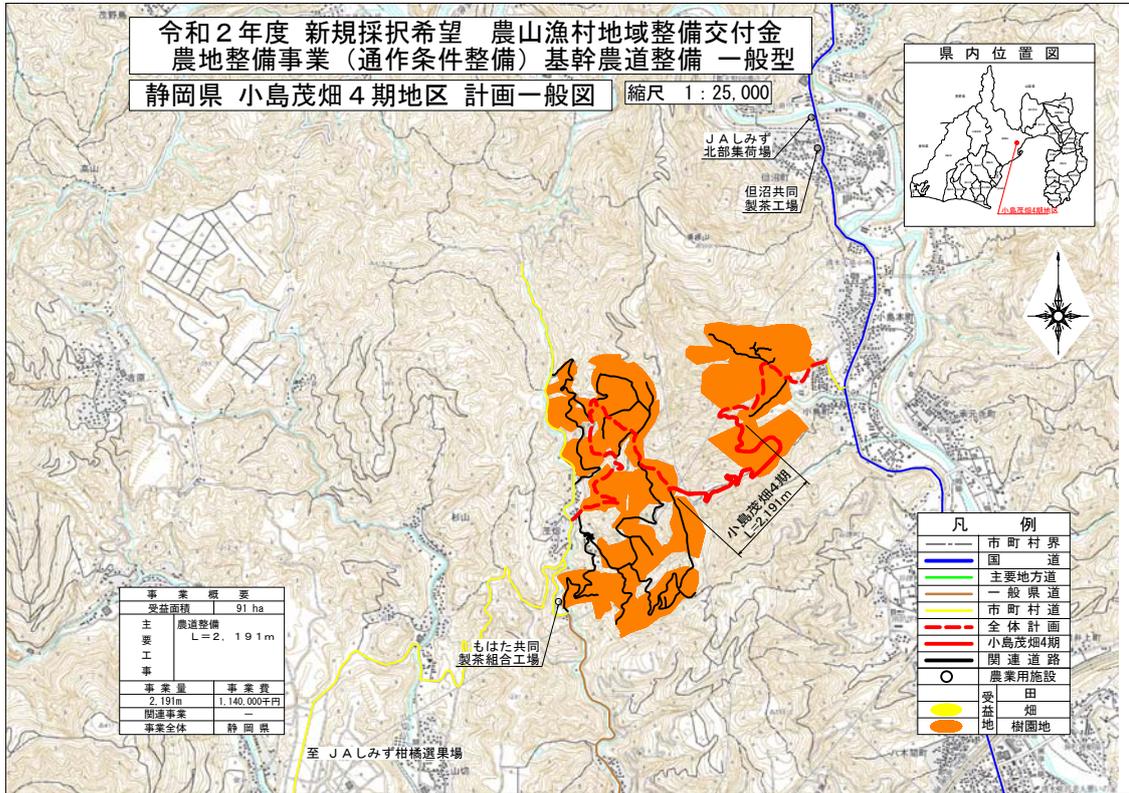
費用対効果分析の手法

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」(農林水産省 H19. 3. 28 制定)

評価指標、項目

- | | |
|-------------------|---|
| 事業の必要性が明確であること | ○茶業を取り巻く環境が悪化しており、効率的な営農を可能とする生産性の高い茶園の創出が急務。 |
| 技術的可能性が確実であること | ○既存技術により対応可能。 |
| 事業の効率性が十分見込まれること | ○上記の費用対効果のとおり可能。 |
| 受益者負担の可能性が十分であること | ○受益者負担分は市で対応。 |
| 環境との調和に配慮していること | ○在来種を利用した緑化等、周辺環境への負荷緩和に配慮。 |

事業概要図



令和 2 年度 新規事業箇所調査

(農地計画課)

事業名	農村地域防災減災事業 (土地改良施設耐震対策事業)						
河川・路線・施設名等	高松		所在市町	御前崎市			
事業費	137 百万円		事業期間	R 2 ~ R 4			
事業概要、目的 本施設は、国営農業水利事業大井川用水地区の付帯県営かんがい排水事業において昭和 40 年代に築造された農業用水施設である。施設は築造後、40 年以上が経過し、近年実施した耐震照査結果では所定の目標耐震指標値を満足しない結果となっており、被災時には最悪の場合、湛水による周辺家屋への浸水被害及び施設の機能不良に伴い、本地区の農作物への被害が想定される。このため、早急に耐震対策を実施し、地域の安全・安心を確保する。							
費用対効果 (B/C)	4.59	総費用	4,984	総便益	1,085	基準年	R 1

費用対効果分析の手法

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」(農林水産省 H19. 3. 28 制定)

評価指標、項目

- | | |
|-------------------|---|
| 事業の必要性が明確であること | ○茶業を取り巻く環境が悪化しており、効率的な営農を可能とする生産性の高い茶園の創出が急務。 |
| 技術的可能性が確実であること | ○既存技術により対応可能。 |
| 事業の効率性が十分見込まれること | ○上記の費用対効果のとおり可能。 |
| 受益者負担の可能性が十分であること | ○受益者負担分は市で対応。 |
| 環境との調和に配慮していること | ○用水の安定供給機能を併せて確保することで、水生生物の生育環境に配慮。 |

事業概要図

